

豪雨災害に伴う重要なお知らせ

り災証明書・被災証明書の交付申請受付をしています

災害によって家屋等に被害があった場合、被災者支援措置制度を受ける際や保険金等の請求に必要な「り災証明書（災害で住居に被害があった方）」と「被災証明書（住居に被害がなく、住居以外の家屋や車、家財等々だけに被害があった方）」を交付します。

交付には申請が必要ですので、以下の期間で申請をお願いします。

- ◆申請期間／祝日を除く平日の午前8時30分～午後5時
- ◆申請場所／町民税務課4～6番窓口
 - ※申請で来庁の際は、被災状況を撮影した写真（データでも可）をご持参ください。
 - ※申請から1週間程度で郵送または窓口渡しで交付いたします。

■町民税務課 税務グループ ☎35-2111【内線127】

町税・国民年金保険料等の減免・免除制度があります

①町民税の減免

豪雨災害により、住宅等の価格の10分の3以上の損害を受け、町民税の納付が著しく困難であると認められる場合に町民税の減免を受けられる場合があります。

②固定資産税の減免

豪雨災害により、所有する固定資産が著しく価値を減じた場合、損害の程度により固定資産税の減免を受けられる場合があります。

③国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免

豪雨災害により、世帯の主たる生計維持者の事業収入等が対前年比10分の3以上の減少が見込まれる世帯の保険料（税）の減免を受けられます。

④国民年金保険料の特例免除

豪雨災害により、住宅、家財、その他の財産についておおむね2分の1以上の損害を受けた方は、国民年金保険料の納付を免除される場合があります。

⑤国民健康保険・後期高齢者医療の一部負担金、介護保険の利用料の支払い免除

豪雨災害により、住家の全半壊や床上浸水等の被災をされた方は、申請により保険医療機関等の一部負担金の免除や介護保険の利用料の支払いが免除になる場合があります。

※上記の要件や手続き方法等の詳細については、下記担当課までお問い合わせください。

種 別	担 当 課
町民税（減免） 固定資産税（減免） 国民健康保険税（減免）	町民税務課 課税収納グループ ☎35-2111【内線125】
国民年金保険料（免除）	新庄年金事務所 町民税務課 住民グループ ☎0233-22-2050 ☎35-2111【内線122】
介護保険料（減免） 介護保険利用料負担金（免除）	保健福祉課 福祉グループ ☎35-2111【内線132】
後期高齢者医療料（減免） 国民健康保険一部負担金（免除） 後期高齢者医療の一部負担金（免除）	保健福祉課 保健医療グループ ☎35-2111【内線136】

保険証や現金がなくても 医療機関等の受診や介護・障がい福祉サービスの利用ができます

◎医療機関受診時の窓口負担、介護サービスの利用料の免除について（期間：令和2年10月末まで）

大石田町に災害救助法の適用が決定されたことを受けて、町民の方で国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療・協会けんぽに加入している場合、住家の全半壊や床上浸水等の被災をされた方は、医療機関や介護サービス事業所等の窓口でその旨をお申し出いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要となります。

◎障がい福祉サービス等の利用料免除について（期間：終期は未定）

住家の全半壊や床上浸水等の被災をされた方は、障がい福祉サービス事業所等の窓口でその旨をご申告いただくことで、障がい福祉サービスの利用料や補装具費の利用者負担の支払いが不要となります。

※この免除を受けるには、住家の全半壊や床上浸水等の被災が条件になりますので、医療機関等の窓口でお申し出いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※入院・入所・通所時の食費や居住費などはお支払いいただく必要があります。

■保健福祉課 ☎35-2111 保健医療グループ【内線136】／福祉グループ【内線132・133・135】

掲載している情報は8月15日時点のものです。最新の情報はお知らせ版をご覧ください。



令和2年7月豪雨災害の復興にあたって、町内外の多くの企業や自治体、個人の方から温かいご支援・ご協力をいただいております。多大なご支援・ご協力に深く御礼申し上げます。

